

保存版

須坂市須坂
伝統的建造物群保存地区
ガイドライン



～わたしたちの町並みを
未来へ引き継ぐために～



須 坂 市
須坂市教育委員会

はじめに

令和 6 年（2024）8 月 15 日、須坂市須坂伝統的建造物群保存地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。須坂市では昭和 60 年（1985）頃から町並み保存に対する意識が高まり様々な取組みが行われてきましたが、このたび地域住民の皆様との 30 年以上にわたる取組みの成果が一つのゴールに到達したといえます。一方で、重要伝統的建造物群保存地区への選定はスタート地点でもあり、これから地区の伝統的建造物群を文化財として保存し、また、伝統的建造物群を活かしたまちづくりを進めていくこととなります。

伝統的建造物群保存地区制度は文化財保護法に基づく制度であるため、文化財としての保存をベースに住居や店舗として活用いただくことで町の魅力を高めていくこととなります。また、伝統的建造物群保存地区制度は地区全体を文化財として捉えるため、伝統的な建造物だけでなく周辺の環境も含めて文化財として歴史的風致の維持・向上に努める必要があり、これまでの景観育成や建造物単体での保存とは根本的に異なる部分もあるでしょう。

伝統的建造物の修理事業を実施する際には、個々の建造物の本来の姿への復原が基本となりますので、痕跡や古写真などを調査することで適切な根拠をもとに修理計画を立案することとなります。一方で、伝統的建造物以外の建造物を新築や改修する際には根拠となる痕跡などがないため、所有者や建築士、施工業者等の意思が強く反映されたデザインとなります。ただし、そのデザインは単に和風の外観であればよい、というのではなく、須坂市須坂伝統的建造物群保存地区の特徴や伝統的建造物本来の姿を意識した改修等を行い、町全体の価値を高める必要があります。

須坂市須坂伝統的建造物群保存地区の歴史や町並みの特徴、現状変更行為に対する基準については保存活用計画において定めていますが、基準だけでは修理事業や修景事業の立案に悩む部分も多くあるでしょう。本ガイドラインは基準だけでは判断し難い部分などについて記載し、修理事業や修景事業の一助となることを目的に策定しました。修理事業や修景事業等、現状変更行為を行う際には市にご相談いただくとともに、保存活用計画や本ガイドラインを参考に、保存地区の歴史や町並みの特性を考慮した計画を行ってください。

地域住民の皆様や建築業者の皆様、そして行政が一体となって修理事業や修景事業を積み重ねることで、多様性のある「須坂らしさ」がより感じられる町並みへの整備が進み、良好な住環境の形成や町並み全体の価値が向上されていくことを願います。

須坂市

須坂市教育委員会

目 次

制度概要について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
制度の仕組み	
保存地区について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
須坂市須坂伝統的建造物群保存地区の重伝建選定の経緯	
保存地区の歴史	
保存地区の範囲	
保存の対象	
保存地区の構成要素と用語	
伝統的建造物群について・・・・・・・・・・	6
伝統的建造物群の特徴	
伝統的建造物（建築物）の特徴 -種別-	
伝統的建造物（建築物）の特徴 -屋根形式-	
伝統的建造物（建築物）の特徴 -開口部・軒周り-	
伝統的建造物（建築物）の特徴 -伝統構法-	
伝統的建造物（工作物）の特徴 -種別-	
現状変更行為について・・・・・・・・・・	12
基準について・・・・・・・・・・・・・・・・	13
修理事業について・・・・・・・・・・	14
修景事業について・・・・・・・・・・	15
許可事業について・・・・・・・・・・	20
共通事項について・・・・・・・・・・	23
助成措置について・・・・・・・・・・	25
補助額	
補助対象経費	
税制優遇措置	
補助金交付申請について・・・・・・・・	26
補助金交付申請の流れ	

制度概要

伝統的建造物群保存地区制度とは、文化財保護法に基づき伝統的な町並みを維持・継承している地区を定め、建造物だけでなく周囲の環境と一体で町並みを保存・整備していく制度です。

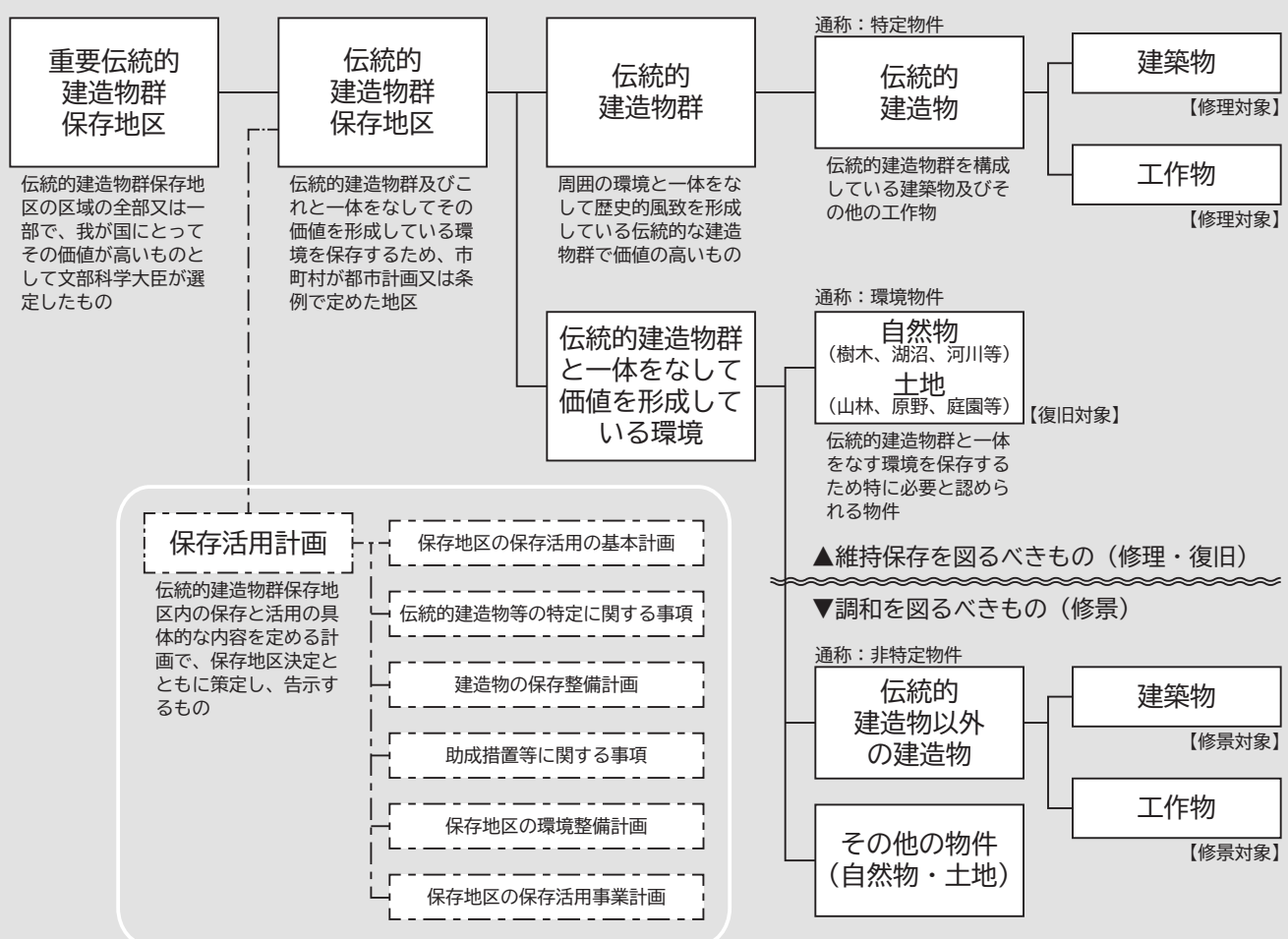
制度の仕組み

伝統的建造物群保存地区制度は、城下町、宿場町、門前町など全国の伝統的な集落・町並みを保存するための制度です。この制度では、個々の伝統的な建築物などを単体で保存するのではなく、町並みを構成する建築物や門・塀などの工作物、樹木などの自然物等をまとめて“群”として捉え保存の対象とし、一体で守ることを目的とするため、各建築物などを“点”で保存するのではなく、町並みを構成する要素をまとめて“面”で保存するものです。

伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）は、各市町村が都市計画又は市町村の保存条例により決定するものであり、それぞれの伝建地区によってその特徴は多種多様です。そのため、伝建地区の保存整備の方針決定や現状変更行為の許可、補助事業の実施などは市町村が主体的に行う制度となっており、保存や活用の具体的な内容については保存活用計画を策定し告示します。そのうえで、市町村が決定した伝建地区のうち国にとっても価値が高いと認められるものは、市町村の申出に基づき国が重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区）に選定します。

重伝建地区に選定されると、伝統的建造物として特定した建築物や工作物、環境物件として特定した自然物等については修理や復旧を行い、重伝建地区の歴史的風致の維持や向上を行うこととなります。特定された建築物や工作物、自然物等は文化財として特定されることになるので、原則取り壊しを行うことができなくなりますが、保存整備に対する補助や税制の優遇措置を受けることができます。それ以外の建築物等については補助を受けながら伝統的な町並みとの調和を図り、歴史的風致の維持や向上に努めることとなります。

伝統的建造物群保存地区制度の体系



参考：文化庁文化財第二課伝統的建造物群部門編『伝統的建造物群保存地区制度の実務の手引き』

保存地区

須坂市須坂伝統的建造物群保存地区は、十字の街道に沿って建つ豪壮な土蔵造を中心とした町並みと、街道に面さない奥の空間に長屋等が高密に建つ町並みで構成されています。

須坂市須坂伝統的建造物群保存地区の重伝建選定の経緯

須坂市では、昭和 63 年（1988）及び平成元年（1989）の調査報告書を基礎資料とし、平成 29 年（2017）から伝統的建造物群保存対策調査を改めて実施しました。調査では、町並みの歴史や建造物の特性や現況について調査・把握し、令和 2 年（2020）に「須坂―伝統的建造物群保存対策調査報告書―」（以下、調査報告書）を刊行しました。調査報告書では、町並み全体の残存状況等を把握する調査や、個々の建造物の特性を把握する個別調査についてまとめ、今後の保存・活用の構想についてまとめました。

調査報告書の内容を受けて、伝建地区を決定し伝統的建造物群の保存・活用を進めるため、令和 3 年（2021）に「須坂市伝統的建造物群保存条例」を制定し、保存審議会を設置・開催しました。

保存審議会では、保存地区の範囲や保存活用の方針などを検討しました。その後、都市計画審議会の答申を受け、明治期から昭和初期の製糸業の発展とともに建てられた建築物や工作物などを保存の対象に、令和 5 年（2023）9 月 28 日に須坂市須坂伝統的建造物群保存地区（以下、保存地区）を都市計画決定しました。また、同年 10 月 31 日には、伝統的建造物等の決定や保存整備の計画、助成措置の内容などを定めた須坂市須坂伝統的建造物群保存地区保存活用計画（以下、保存活用計画）の告示を行いました。

これらの過程を経て、保存地区について市から国へ重伝建地区選定の申出を行い、国の文化審議会への諮問・答申を経て、令和 6 年（2024）8 月 15 日に重伝建地区に選定されました。

保存地区の歴史

保存地区は西から北へ抜ける谷街道、南へ抜ける大笹街道、東へ抜ける山田道の交点である「中町の辻」（現在の中町交差点）を中心に、十字の街道に沿って町が形成されており、江戸期以前から交通の要衝として成立していたと考えられます。近世には須坂村（保存地区とその周辺を範囲とする村）に須坂藩堀氏の陣屋が置かれ、政治的な陣屋町の性格を持ったものの近世後期には商業地化していき、在郷町としての性格も有しました。

江戸期から大笹街道に面した敷地では、街道と並行して敷地の中ほどを流れる「裏川用水」と呼ばれる水路が整備されており、人々の生活と精米・搾油といった水車商いを支えていましたが、この水路の水車動力を用いた器械製糸業が明治初期から始まり、また、県下に先駆けて製糸結社「東行社」を設立し、共同出荷体制を整えることで輸出用生糸の需要に応じるなど、先進的な製糸業地として発展し、須坂町（明治 9 年（1876）に須坂村を改称）の主要な産業へと変わりました。

明治後期から大正期には製糸業の隆盛は全盛期を迎え、町には製糸業にかかわる多くの人が集まり、近世からの商業の町須坂をさらに繁栄させました。大笹街道の東裏の畑地であった地区は、町の発展と人口増加に伴い長屋や小規模な住宅が高密度で建てられ、大工、建具屋、桶屋、下駄屋といった職工などが住み製糸業の発展を支え、また、製糸業にかかる商談の場として料亭の需要も増え、明治中頃にできた浮世小路には料亭と置屋が軒を並べ、旦那衆や芸者衆が行き交う花街として賑わいました。

大正期に入り、須坂劇場の開業や須坂駅の開設に伴い商店街や繁華街が拡大し、さらには町域を拡大するなど、製糸業を基幹産業として町は大きく発展しました。こうした発展に伴って蓄えられた大きな経済力を背景に、街道沿いは耐火性能を備える土蔵造の豪壮な建築物群に建て替わり、あわせて道路や鉄道、電話、電気といった社会資本の整備や、私立学校の設立、公園設計案の立案など周辺に先駆けた事業が数多く行われました。昭和期には世界恐慌の影響を受け製糸業は衰退しましたが、当時の建造物群が現在も良好な景観を形成しています。



※詳しくは保存対策調査報告書及び保存活用計画をご覧ください。

保存地区の範囲

保存地区は近世から十字の街道に沿って町が形成されており、近代以降の製糸業の発展とともに豪壮な建造物群が建てられ、その町並みが現在まで継承されています。そのため、近世から在郷町として成立していた旧須坂村の範囲で十字の街道に面する町並みを中心に、近代の製糸業の発達とともに繁栄した街区などをまとめて保存地区の範囲としています。

町並みは街道に面するものと街道に面さないものの2つの町並みに分けられ、それぞれが異なった特徴を持ちます。街道沿いには、豪壮大壁造の建築物や門、塀などの工作物が建ち、街道に面さない奥の空間には、繭蔵として利用されていた土蔵や製糸業を支えた労働者や職人が住んだ長屋群などが建ち、それぞれが特徴的な町並み景観を有しています。



保存の対象

保存地区では、江戸末期から昭和初期に建てられた伝統的な建造物群のうち、保存地区の特徴を有している建築物や工作物等を保存の対象としています。建築物は210棟、工作物は49件を伝統的建造物（特定物件）としており、自然物等は1件を環境物件としています。

建築物は、店舗や主屋、土蔵、長屋などを対象としており、工作物は門や塀、石造物などを対象としています。江戸末期から昭和初期に建てられた建造物群はその特徴も様々で、保存の対象として特定されたものは伝統的な特性を保存し、継承する必要があります。また、特定物件以外の建造物においては修景事業を実施し、町並みの保存に努める必要があります。



保存地区の構成要素と用語

保存地区

特徴



【土蔵造】

土壁の大壁造で屋根には瓦を乗せた防火性能に優れた造り。街道沿いに建つ建築物のほとんどが土蔵造である。



【撞木造】

表に面して建つ店舗とその裏に建つ主屋が直行して建つ。街道沿いに多くみられる。



【外通路】

主に街道沿いでは、店舗の横に設けた門を抜け、外通路を介して主屋へアプローチする。



【下屋】

街道に面する店舗などに差し掛けられた軒下空間で、連続する下屋が町並みを形成する。

建築物

種別



【店舗】

街道に面して建っており、様々な商いが行われた商業地としての性格をのこす。



【主屋】

街道沿いでは店舗兼主屋として一体で建つものや、店舗の裏側に別棟で建つものもある。



【土蔵】

店舗や主屋の裏側に多く建つが、間口の広い敷地では街道に面して建つ場合もある。



【長屋】

主に街道沿いではなく奥の空間に建ち、製糸業の発展を支えた人々の住まいとして整えられた。



【付属屋】

生活や商いに利用された水車小屋をはじめ、製糸場などの製糸業関連施設も現存する。



【宗教施設】

保存地区内には、神社や寺院、教会などが現存し、建築物や工作物などが保存地区の歴史を物語っている。



屋根



【瓦葺き】

店舗や主屋など土蔵造の建築物にみられ、須坂の瓦葺きは棧瓦葺きが一般的である。



【板葺き】

主に街道に面さない長屋や付属屋などにみられ、瓦葺きと比べて勾配が緩い。



【置き屋根】

土蔵などに使用される屋根構造の一種で、天井まで土で塗り込めた上に屋根の架構が組まれる。



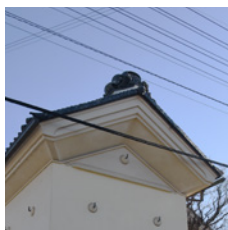
【望楼】

屋根の上に櫓をあげたもので、近代に増築されたものであると推測される。



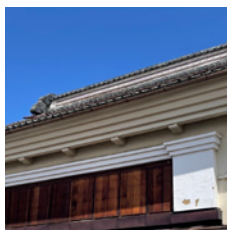
【箱棟】

大屋根の棟部分に瓦や漆喰などで装飾をあしらったもの。近代以降に華やかな装飾が多くみられる。



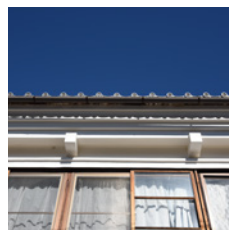
【鉢巻】

外壁と屋根の間の防火対策として設けられる帯状のもので、外壁同様に土で塗り込め漆喰などで仕上げる。



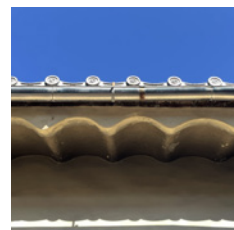
【蛇腹】

鉢巻に段差を施したもので、須坂では三段蛇腹など数段重ねたものが多くみられる。



【出桁】

垂木の補強としての役割を持つが、特に近代以降、軒先の装飾として蛇腹とともに普及している。



【軒裏】

垂木に合わせた角型や波型で塗り込めたものや、あらわにしたものなど様々な形式がみられる。

保存地区の構成要素と用語

外壁



【大壁造】

柱などの構造材を土壁で被覆したもので、白漆喰仕上げや中塗り仕上げが多い。



【真壁造】

柱などの構造材が外壁に露出しているもの。街道に面さない奥の空間に多くみられる。



【中塗り仕上げ】

土壁の一種で、中塗土を塗り重ねて仕上げた外壁。須坂の特徴的な外壁の一つ。



【白漆喰仕上げ】

土壁の一種で、消石灰などを主材料とした白漆喰で仕上げた外壁。須坂の特徴的な外壁の一つ。



【黒漆喰仕上げ】

土壁の一種で、漆喰に黒色の顔料を混ぜこんだ黒漆喰で仕上げた外壁。須坂では少数ながらみられる。



【下見板張り】

横板材を下から重ねて張る外壁の一種で、土壁の下部にみられる。



【乳鍵】

外壁にみられる装飾の一つで、左官や修理時の足場などとして使われたといわれる。

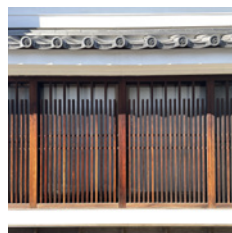


【卯建】

土蔵造の防火性能を追求し、延焼対策として隣家との間に設けられる防火壁の一種。



開口部



【格子】

主に開口部の外側に設けられ、一定の間隔で上部に隙間を設けるものが多くみられる。



【戸袋】

雨戸や防火戸を納めるもので、中塗り仕上げや白漆喰仕上げ、木のあらわしなど様々な形式がみられる。



【防火戸】

漆喰で塗り込められた戸で、普段は戸袋に納められる。内引きのものや連窓のものがみられる。



工作物



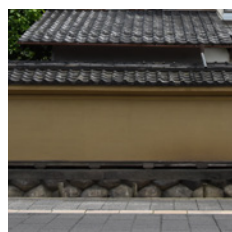
【脇門】

街道沿いの店舗や主屋に接続して設けられる門で、店舗と脇門が連続する町並みは須坂の特徴の一つ。



【薬医門】

本柱と控柱によって屋根を支えた門で、脇門より大規模である。保存地区では一件のみ現存する。



【土塀】

土壁の塀で、土蔵造の建築物と同様に中塗り仕上げや白漆喰仕上げが現存し、屋根には瓦を乗せる。



【板塀】

板壁の塀で、屋根には金属板を乗せる。目透かしを施したもののみみられる。



【ぼたもち石積み】

ぼたもちのような大きな丸い石により積まれた石積み。須坂の特徴的な石積みである。



環境物件



【庭・中庭】

表に面する店舗や主屋の裏側には充実した庭が広がり、その周りに土蔵や付属屋が立ち並ぶ。



【樹木】

店舗や主屋の裏側に広がる庭や寺社の境内などには立派な樹木が現存する。



【水路】

裏川用水と呼ばれ、保存地区やその周辺を無数に流れる。生活用水や器械製糸等の動力として広く用いられていた。



【小路】

街道から裏に抜けるように無数の小路が現存しており、街道と裏の空間を繋ぐ重要な要素である。

伝統的 建造物群

保存地区には様々な種類の建築物や工作物が現存しており、屋敷構えや外部意匠などにそれぞれの特徴が現れています。また、細部の意匠や建築年代による違いなど、各建造物にそれぞれの個性がみられます。

伝統的建造物群の特徴

屋敷構え

街道沿いは、間口が狭く、奥に長い形状の敷地が一般的です。表に面して店舗があり、その奥に主屋、さらに奥には土蔵や付属屋が並びます。店舗への動線は街道側から直接入りますが、主屋への動線は店舗の横に設けられた脇門をくぐり外通路を抜けて入ります。門からは奥に広がる庭などが垣間見え、庭の周囲には土蔵や付属屋などの建造物が多く建ち並び、豊かな空間を形成しています。

構造

街道に面して建つ店舗は、平入と妻入が混在しています。平入で店舗を設ける場合は、その奥に主屋を設け、店舗に直交させて主屋の屋根を撞木状に収める形式が多くみられます。妻入で店舗を設ける場合は、店舗と主屋が一体で一棟で建つ形式が多くみられます。街道に面さない長屋などは平入がほとんどです。

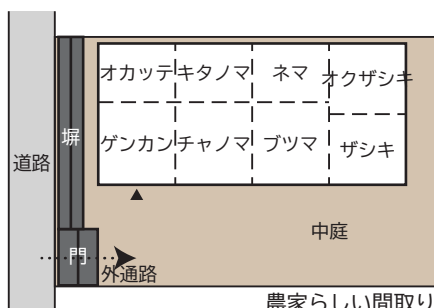
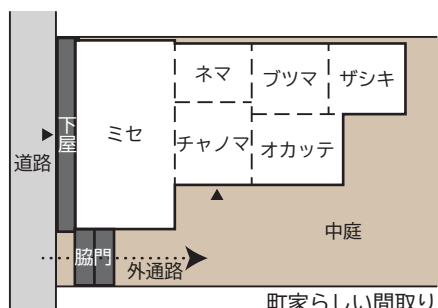
外部意匠

十字の街道沿いには、製糸業の隆盛を偲ばせる土蔵造の豪壮な建築物が多く建ち並びます。白漆喰仕上げや中塗り仕上げの土壁と、軒が高い瓦葺きの屋根が特徴的です。妻入と平入が混在し、軒周りや飾り瓦には各建築物の個性がみられます。一階には軒の深い下屋を設けており、上階の開放的な明るい帯と下屋の暗い帯が連続する町並みを形成しています。外壁の下部には下見板張りを設けるものもありますが、ほかの地域の土蔵造などでみられるようななまこ壁は保存地区ではみられません。

街道に面さない街区などには、製糸業の隆盛を支えた長屋などが高密度に建ち並びます。外壁は街道沿いと同様に土壁ですが、真壁造の建築物もみられます。屋根は瓦葺きと金属板葺きが混在しますが、街道沿いに比べて軒の低い屋根が特徴的です。

間取り

須坂の町並みは近世には在郷町としての性格を持っており、近代以降に製糸業の成長とともに商業地へと発展しました。そのため、店舗や主屋の間取りについてみると、町家としての性格をもつ間取りや農家としての性格を持つ間取りなど様々で、それぞれの建造物の発展の過程が間取りからも確認することができます。



伝統的建造物の事前調査を行う際には外観を修理するための痕跡調査だけでなく建造物全体を調査し、それぞれの建造物の改変の履歴や特徴を調べ、各建造物の文化財的価値を維持・保存するように努めましょう。

※詳しくは保存対策調査報告書及び保存活用計画をご覧ください。

伝統的建造物（建築物）の特徴 – 種別 –

店舗

街道沿いに建つ店舗は保存地区の町並みを象徴する建築物の一つです。瓦屋根に土壁の大壁造で、表には下屋を設け、建具には揚戸を用いるなど、商いや作業を行う場所として整えられました。妻入と平入は混在しており、店舗と主屋が一体で建つものと別棟で建つものがあります。現在は生活様式の変化などから、下屋を室内に取り込み揚戸からサッシへ変わるなどの改変がみられ、店舗としての利用だけでなく居住空間に転用されているものもみられます。

主屋

主屋は店舗の裏に建つことが多く、平入の店舗に主屋を直交させて撞木状に屋根を納める形式が特徴的で、店舗と一体で建つものや店舗と別棟で建つものなど、その形式は様々です。街道沿いでは、主屋の玄関は店舗の横に設けられた脇門から外通路を通りアプローチするなど、配置にも特徴がみられます。街道に面さない屋敷地では、小規模な主屋が長屋などと高密に建ち、街道沿いの町並みとは異なる町並みを形成しています。

土蔵

主に屋敷地の奥、店舗や主屋の裏側に設けられる土蔵は醸造蔵や繭蔵が多く、保存地区の生活を支えた建築物の一つです。切妻造で平入のものが多く、仕上げは白漆喰仕上げと中塗り仕上げが混在しています。ほとんどが二階建てですが、中には三階建ての繭蔵などもあり、敷地間口が広い場合には店舗や門とともに街道沿いに建つなど、豪壮な町並みを形成する要素となっています。

長屋

保存地区には、江戸期由来の武家長屋と明治期以降の製糸業の発展とともに建てられた庶民の住まいとしての長屋が現存します。主に街道沿いではなく屋敷地の裏側に高密に建ち、軒が低く勾配の緩い板葺きの屋根は街道沿いの豪壮な町並みとは異なる町並みを形成しています。

付属屋

製糸業に関連する付属屋が多く、水車小屋や製糸場、工女宿舎、釜屋など、様々な種類の付属屋が現存しています。水車小屋は屋敷地の中ほどを流れる水路の脇に、それ以外の付属屋も屋敷地の奥、店舗や主屋の裏側に設けられ、屋敷地の中で製糸業を営んだ様子を伝える重要な建築遺構です。

宗教施設

保存地区には、神社や寺院、教会など、様々な宗派や建設年代の宗教施設が現存します。特に、墨坂神社芝宮の弥栄神社を中心とした祇園祭では、周辺の各町から笠鉾や屋台が引き出され町を巡行するなど、非日常的な町の営みとして、保存地区と密接なかかわりを持っています。



店舗



主屋



土蔵



長屋



付属屋



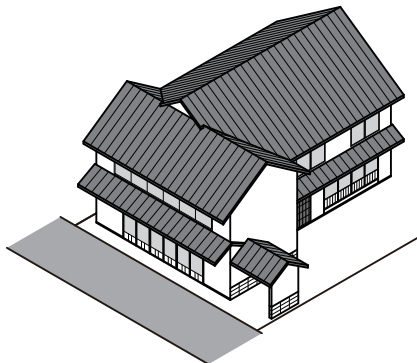
宗教施設

伝統的建造物（建築物）の特徴 – 屋根形式 –

伝統的な建築物の屋根形式には多様性がうかがえます。特に、街道に面して建つ店舗と主屋は、建築年代や間取りによって屋根形式にも違いが表れています。修理をする際には既存の屋根形式を維持することが基本となりますが、修景を行う際には須坂の屋根形式の特徴を参考にし、周囲の伝統的な町並みと調和するように計画しましょう。

撞木造

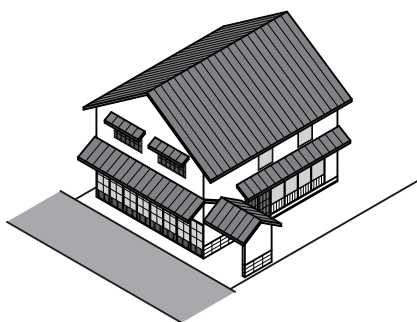
道に面して建つ平入の店舗部分の裏側に、主屋部分が直交して建つ形式で、須坂の町並みを構成する特徴の一つです。店舗部分の棟より上に主屋部分の棟が見える形式もあり、妻面には飾り瓦などの装飾が施されています。



撞木造の建築物

切妻造（妻入）

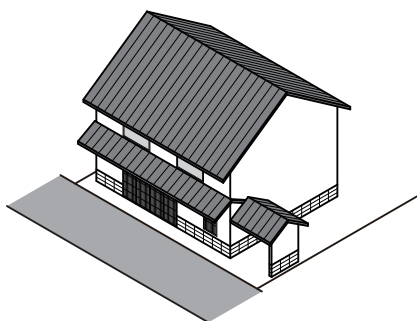
道に面して妻面を設ける切妻造の形式で、店舗部分と主屋部分を一棟におさめる形式がよくみられます。店舗部分は道に面した妻面に入口を設けますが、主屋部分は外通路を介して平面から入るように玄関が設けられます。



切妻造（妻入）の建築物

切妻造（平入）

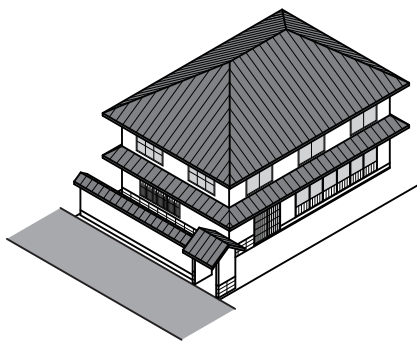
道に面して平面を設ける切妻造の形式で、店舗部分が独立して建つ場合などによくみられます。店舗部分は道に面した平面に入口を設け、外通路を介して奥に進むと主屋や付属屋などが建ち並びます。



切妻造（平入）の建築物

寄棟造

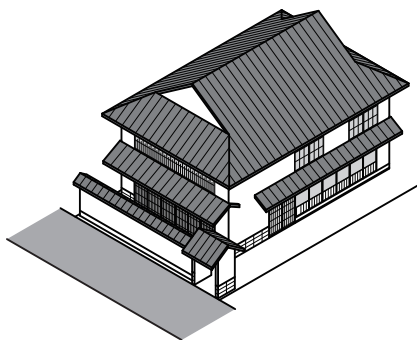
四方向に傾斜をもつ屋根形式で、主屋部分が独立して敷地の中ほどに建つ場合などに少数ながらみられます。また、洋風建築でも寄棟造の形式を採用したものがみられます。



寄棟造の建築物

入母屋造

切妻造と寄棟造を合体させたような形状で、敷地の中ほどに建つ主屋や別棟座敷などに少数ながらみられます。妻面には破風や鰻絵などの装飾を施すものがみられます。



入母屋造の建築物

伝統的建造物（建築物）の特徴 – 開口部・軒周り –

街道沿いの伝統的な建築物はその多くが土蔵造の形式を採用しており、一階部分に設けられた下屋が連なる暗い帯と、二階部分の大きな開口や白漆喰仕上げなどによる明るい帯が一体的な町並みを形成しています。一階部分の下屋は有効に活用するため内部に取り込まれたものも多くみられますが、二階の外観は建設当時の特徴を継承しているものが多くみられます。

伝統的建造物の特徴はそれぞれ建てられた時代によって形式や規模などが異なっており、二階の開口部や軒周りにもその違いが現れています。修理・修景を行う際には、どの時代の建造物の特徴を踏まえた工事を行うか検証が必要となりますので、周囲の伝統的建造物や以下の特徴を参考に計画しましょう。

開口部

近世以前：窓の数は少なく、小規模なものが多く用いられています。内引きの防火戸を設けるものや外側に格子を設けるものなど、耐火性能を追求した閉鎖的な印象を与えます。

近代以降：大きな連続窓が多くなり、より開放的な印象を与えます。連続窓の片側もしくは両側には戸袋を設け、防火戸を備えています。開口部が大きくなると耐火性能は低下しますが、通風・採光に優れるため、製糸業の発展とともに連続窓が普及したと考えられます。

また、開口部や戸袋の上部に蛇腹を設けるものもあり、軒周りとともに近代的で華やかな印象を与えるものが多くみられます。



小規模な開口部の建築物



連続窓の建築物



戸袋を設けた連続窓の建築物

軒周り

近世以前：土蔵造の形式を採用しているもののその意匠は簡素で、鉢巻を設けるものや、軒裏を角型や垂木型、波型に塗り込めたものなどがみられます。垂木などの形を生かして塗り込めているため、その厚さは薄く、最低限の耐火性能を施したともいえるべき意匠となっています。

近代以降：蛇腹や出桁などにより軒裏を装飾するようになり、華やかな意匠のものが多くみられます。二段や三段に蛇腹を組むものや出桁を二段に組むものなど、軒を高くすることで二階部分がより明るく開放的な印象を与えます。また、開口部の蛇腹などとともに華やかで近代的な印象を与えるため、耐火性能だけでなく意匠面も追求した結果といえます。



簡素な軒周りの建築物



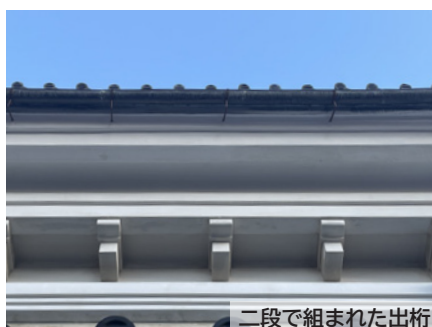
角型に塗り込めた垂木



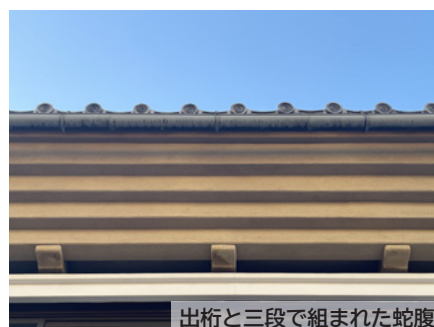
波型に塗り込めた垂木



華やかな軒周りの建築物



二段で組まれた出桁



出桁と三段で組まれた蛇腹

伝統的建造物（建築物）の特徴 – 伝統構法 –

須坂の伝統的建造物はその多くが屋根には瓦を乗せており、外壁は土壁の漆喰仕上げや中塗り仕上げが基本となっています。修理を行う際には工事中に既存の屋根や外壁の仕様を調査し、生かせる部分は再利用するようにしましょう。修景等により伝統構法を用いる場合は、周囲の伝統的建造物や下記の構法を参考にし、伝統の継承に努めましょう。

瓦葺き

須坂の伝統的な瓦葺きの構法は土葺きです。下地は、野地板→小羽板→杉皮の順で敷かれ、防水シートの役目を担っていました。その上に土を葺いて瓦を乗せるのが須坂の伝統的な瓦葺きの構法となっています。

既存の瓦と現代の瓦では大きさや形状が異なる場合があります。再利用が可能な瓦はできるだけ残し、取り換えが必要な箇所に関しては既存の瓦に合わせた新しい瓦に交換しましょう。軒先瓦の様子は京花模様を基本としますが、既存の瓦などでその他の模様が描かれている場合は既存の模様を優先してください。

箱棟や鬼瓦、飾り瓦などには各建造物の個性が現れています。修理を行う場合は現状の特徴を継承し、修復に努めましょう。また、鬼瓦や棟瓦などには、篋書き（へらがき）が刻まれている場合があります。建築年代を推定する貴重な手掛かりとなりますので、屋根の葺き替え時にはぜひご確認いただき、見つけた際には市までご一報ください。



土葺きの下地として敷かれた小羽板



瓦葺きの大屋根



京花模様の軒先瓦

土壁（中塗り仕上げ・白漆喰仕上げ）

構法：土壁は貫や小舞、ヨシ、ソダを下地として縄を巻きます。そこに荒壁土→中塗り土の順に塗りますが、土はそれぞれ数cmごとの厚さずつ重ね塗りを行います。漆喰仕上げの場合はさらに白漆喰などを重ねることで完成します。

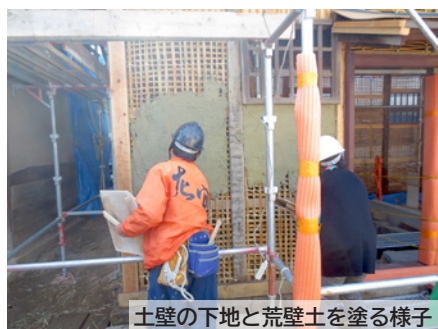
材料：小舞にはヨシやソダのほかにも、丸竹やサクラなどが使用されます。土は赤土や畑の土などと藁を練り合わせて作られます。

仕上げ：須坂の土壁は中塗り仕上げや白漆喰仕上げが混在しています。中塗り仕上げは中塗り土を塗り重ねることで、白漆喰仕上げは、中塗り仕上げのさらに上から白漆喰を塗ることで完成します。須坂には、白漆喰仕上げのほかにも、少数ながら黒漆喰仕上げも現存しています。

また、漆喰仕上げの壁には、鰻絵と呼ばれる装飾を施すものもみられます。鰻絵は、財を成した豪商などが富の象徴として外壁などに装飾として縁起物などを表現したものです。



土壁の内部構造



土壁の下地と荒壁土を塗る様子



白漆喰仕上げの様子



鰻絵と鰻魚による装飾

伝統的建造物（工作物）の特徴 – 種別 –

門

脇門：街道沿いに建つ建築物のほとんどが脇門を設けており、脇門→外通路→主屋玄関という動線が須坂の特徴的な動線です。

脇門は自分の敷地内に建つ店舗だけでなく隣家の店舗にも接続している場合が多く、店舗と脇門が連続する町並みが須坂の特徴的な町並みです。

屋根は瓦葺きの平入で、柱などはほとんどが木のあらわしとなっており、木製の片開き戸や潜り戸を設ける形式が多くみられます。

薬医門：保存地区内には薬医門が1件、現存しています。一般的な屋敷地では脇門が設けられますが、間口の広い敷地では脇門に代わって薬医門が設けられています。

屋根は反り屋根の瓦葺きで、両開きの門扉には大きなケヤキ材を用いるなど総ケヤキ造となっており、豪壮な土蔵造の店舗や土蔵とともに重厚な町並みを形成しています。



店舗に設けられた脇門



脇門



薬医門

塀

土塀：街道沿いでは大規模な屋敷地に設けられ、店舗や門などとともに町並みに連続性を与えています。大壁造の建築物や門などと同様に、屋根は瓦葺きで壁を白漆喰仕上げや中塗り仕上げとしているなど、店舗などの建築物と類似する形式を採用しています。

板塀：街道に面さない屋敷地などでみられます。板は縦板とし、真壁造の建築物などと調和しています。屋根は金属板葺きのものもみられます。



白漆喰仕上げの土塀



中塗り仕上げの土塀



板塀

石積み

ぼたもち石積み：ぼたもちのような大きな丸い石を積み上げた石積みで、保存地区の特徴的な石積みです。建造物の基礎や敷地境界、水路など、様々な場所で利用されています。

現在は大きな自然石を調達することやぼたもち石積みを組み立てることができる職人が減少しているため、一度解体すると復原が困難になります。



ぼたもち石積み（建造物の基礎）



ぼたもち石積み（敷地境界）



ぼたもち石積み（水路）

現状変更

伝統的な町並みを保存し、歴史的風致を維持・向上させるため、現状変更行為を行う際には行為の着手前に市へ申請し、許可を受ける必要があります。許可には時間を要しますので、以下の手順を参考に早めに申請しましょう。

現状変更行為の手続き

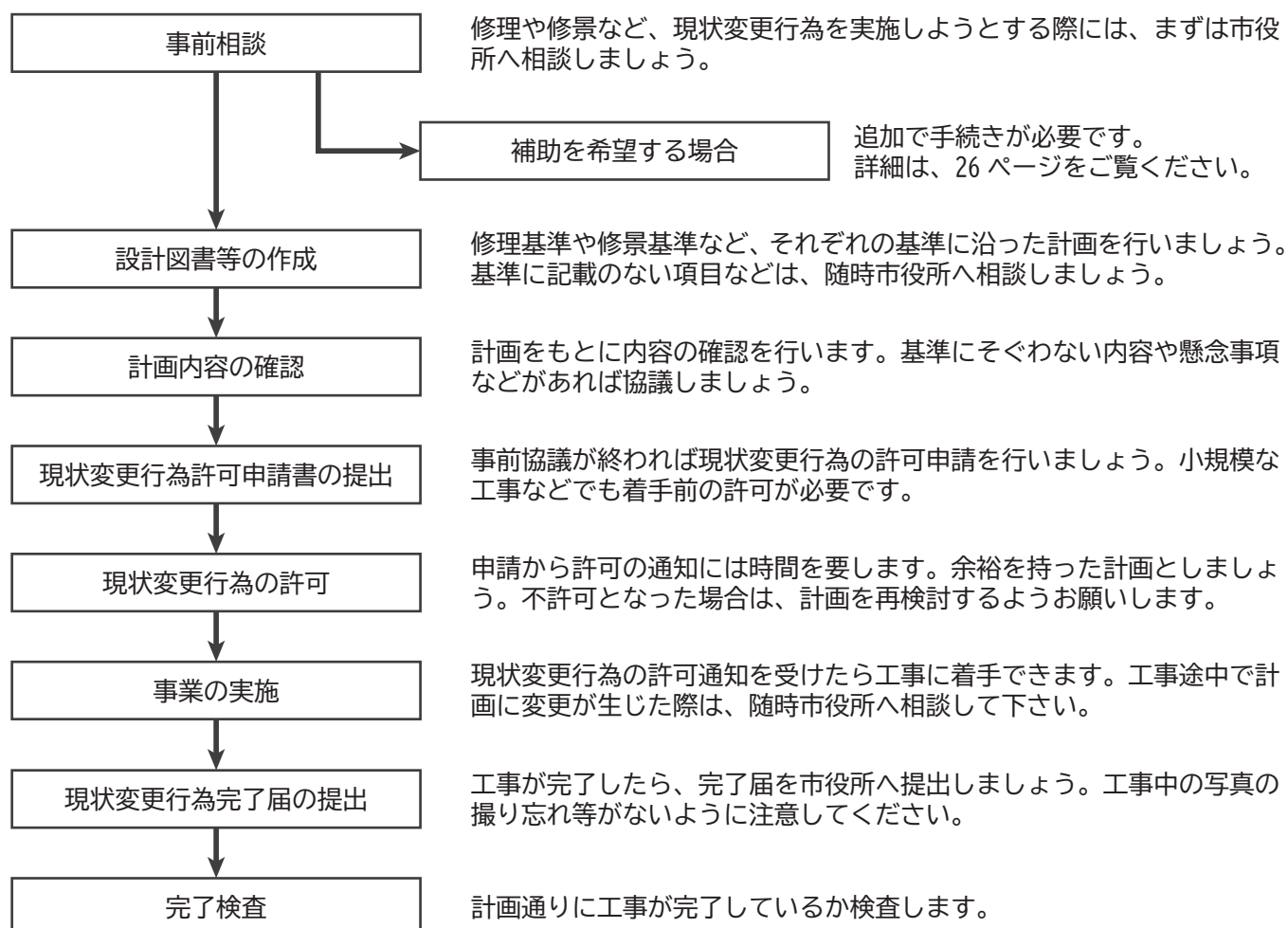
保存地区では、伝統的な町並みを保存し歴史的風致を維持・向上させるため、伝統的建造物の修理の際だけでなく、すべての建築物や工作物（以下、建築物等）を新しく建てる場合や外観の変更を伴う改築や外壁の塗装などの行為を行う場合には許可申請を行い、行為に着手する前に許可を受ける必要があります。

許可を必要とする現状変更行為

- ・建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- ・建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- ・宅地の造成その他の土地の形質の変更
- ・木竹の伐採
- ・土石類の採取
- ・水面の埋立て又は干拓

これらの行為を行う場合は、規模や補助金交付の有無に関わらず、保存地区内ではすべて事前の申請・許可が必要となります。小規模な変更でも許可が必要となりますので、計画をする際には以下の流れをご確認いただき、お早めにご相談ください。

現状変更行為の流れ



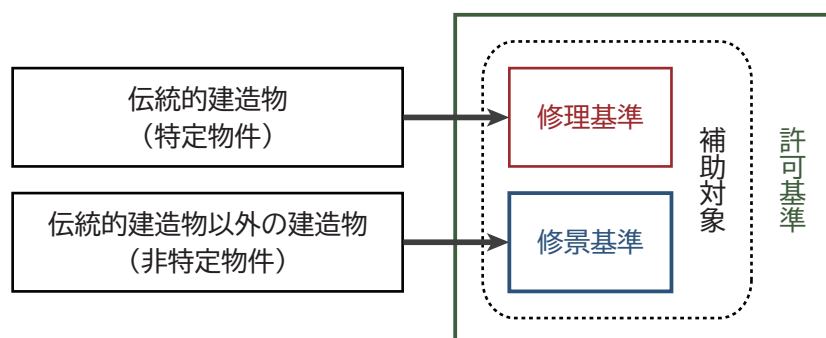
※詳しくは「わたしたちの町並みを未来へ引き継ぐための手引き」をご覧ください。

基準

現状変更行為に対しては、保存活用計画において修理・修景・許可のそれぞれに基準を設けています。現状変更行為を行う際には、保存活用計画及びガイドラインを参照し、歴史的風致の維持・向上に努めましょう。

基準の種類

この制度では、須坂の伝統的建造物の特性を踏まえた基準が定められており、伝統的建造物（以下、特定物件）と伝統的建造物以外の建造物（以下、非特定物件）のそれぞれで対象となる基準が異なります。



修理基準

修理基準は特定物件の現状変更行為に対して適用されます。

修理の際は補助金交付の対象となりますが、個々の建造物の伝統的特性を調査し、継承することが重要となります。そのため、伝統的建造物の特性を継承している場合は現状維持を、伝統的建造物の特性にそぐわない改変が加えられている場合などは復原を行うことが原則となります。 → 14 ページ～

修景基準

修景基準は非特定物件の現状変更行為に対して適用されます。

修景の際は補助金交付の対象となりますが、町並みの特性を継承するため周囲の伝統的建造物に準じた改修を行い、町並みと調和させる必要があります。保存地区では、「街道に面するもの」と「街道に面さないもの」の2種類の基準を設けています。 → 15 ページ～

許可基準

許可基準は現状変更行為を行う際に守らなければならない最低限度の基準です。

許可基準で改修する際は、歴史的風致を著しく損なわないことが基本となり、行為の規模や補助金交付の有無にかかわらず、保存地区で現状変更行為を行う際は守らなければなりません。 → 20 ページ～

共通ガイドライン

現状変更行為を行う際には、修理・修景・許可のそれぞれの基準をもとに改修等を行っていただきますが、基準に記載されていない詳細基準については共通のガイドラインを参照するとともに市役所へ相談し、伝統的な町並みへの調和と歴史的風致の維持・向上に努めましょう。 → 23 ページ～

内部改修の制限

特定物件については、外観とともに主要な構造躯体を維持し、須坂の歴史的背景を踏まえた現状の間取りや特性を維持もしくは現状復旧が可能な改修を行ってください。間取りの変更など、内部の改修については構造躯体を残せば行うことができますが、外観の変更を行う際に必要となる痕跡調査等に併せて内部の調査も実施し、各伝統的建造物の改変の履歴や文化財的価値について検証しましょう。その上で、安全で快適に居住・活用ができるよう、文化財的価値と居住・活用のバランスを考慮した改修計画を立案し、実施しましょう。

非特定物件については、町並みと調和する外観にする必要がありますが、内部の改修に関しての制限はなく、住みやすいように改変することができます。

（例：床のフローリング化、段差の解消、間取りの変更 など）



修 理

修理の際は、特定物件のそれぞれの特性に応じた改修が必要となります。そのため、外観については**現状維持あるいは痕跡調査等に基づく復原**を行うことが原則となります。

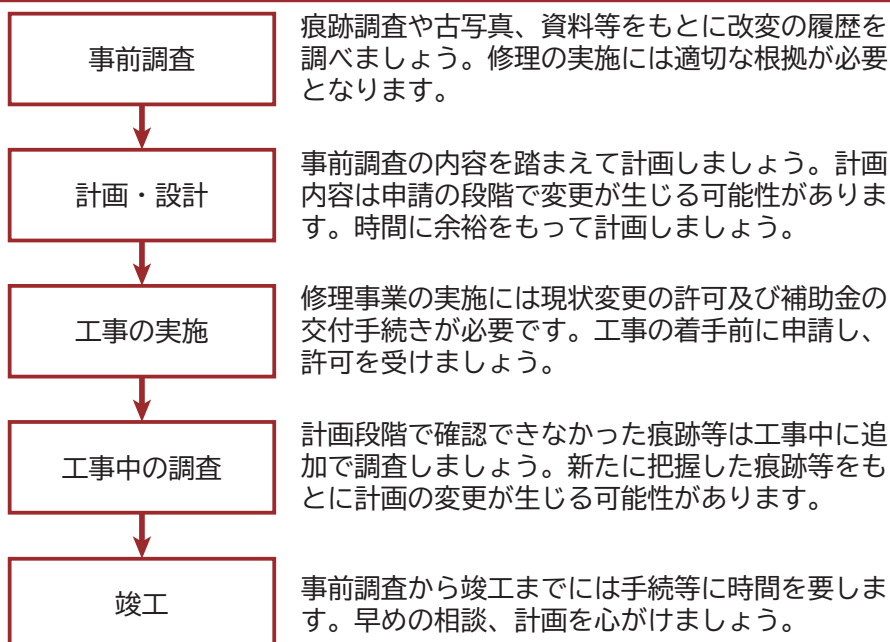
基準

建築物	地割・配置	・歴史的な地割を継承した現状の間口を維持すること。 ・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくは然るべき旧状への復原とする。
	構造・規模 外部意匠等	・痕跡等を調査の上、外観およびその歴史的特性を維持するため、現状維持もしくは然るべき旧状への復原とする。
工作物	門	・痕跡等を調査の上、外観およびその歴史的特性を維持するため、現状維持もしくは然るべき旧状への復原とする。
	塀	同上
	石積み	・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくは然るべき旧状への復原とする。 ・ぼたもち石積みなどの種類や所在地などの現状を尊重し、形状や位置などをむやみに変更しない。
	その他の工作物	・履歴等を調査の上、その歴史的特性に従い、現状維持もしくは然るべき旧状への復原とする。 ・所在地などの現状を尊重し、位置などをむやみに変更しない。

ガイドライン

- ・修理基準は、伝統的建造物本来の特性を維持・継承することが基本的な考え方となります。そのため、伝統的な特徴を継承している外観は現状維持とし、傷みが激しい部分については修復を、伝統的建造物の特性にそぐわない改変が行われている部分については復原を行きましょう。
- ・敷地間口は歴史的背景を継承しているため、宅地造成等を行わず、現状の間口を維持するようにしましょう。
- ・復原にあたっては、痕跡調査や古写真、歴史資料等による復元的考察に基づいて行いましょう。復元的考察が困難な場合は、類似建造物から推察される復原など、適切な根拠に基づきましょう。

修理事業の流れ



古写真の例



痕跡調査の様子

※補助金交付申請の流れは、26 ページをご覧ください。

修景

修景の際には、周囲の伝統的建造物の特性に準じた改修が必要となります。
保存地区では、特性に応じて十字の街道に面するものと面さないものに分けて修景基準を設けていますので、**それぞれの特性に応じた改修**が必要です。

基準

種 別			十字の街道に面するもの		十字の街道に面さないもの		
建 築 物	敷 地	地 割	・ 歴史的な地割を継承した現状の間口を維持すること。				
		配 置	・ 街道に面して建て、軒先もしくは下屋は道路から後退させない。 ・ 主となる建築物に脇門を設けるなど、周囲の伝統的建造物に準ずる配置とする。		・ 前面道路に面して建て、町並みの連続性が失われないよう配慮する。		
	構造・規模	構 造		・ 木造で、周囲の伝統的建造物と調和するものとする。			
		建 物 間 口		・ 周囲の伝統的建造物に準ずる。			
		階 数		・ 平屋建てもしくは二階建てとする。			
		高 さ		・ 周囲の伝統的建造物に準ずる。			
		基 礎		・ コンクリート面の露出が目立たないようにする。			
	外部意匠	屋 根	形 式	・ 切妻造を基本とする。			
			勾 配	・ 周囲の伝統的建造物に準ずる。			
			軒	同上			
			材 料	・ 瓦葺きとする。		・ 瓦葺きもしくは金属板葺きとする。	
			色 彩	・ 灰色もしくは黒色系統とする。			
		下屋庇	形 式	・ 周囲の伝統的建造物に準ずる。			
			材 料	・ 屋根と同様の材料とする。			
			色 彩	・ 屋根と同等の色彩とする。			
		外 壁	形 式	・ 大壁造とし、漆喰仕上げ等、周囲の伝統的建造物に準ずる仕上げとする。		・ 大壁造もしくは真壁造とし、周囲の伝統的建造物に準ずる仕上げとする。	
			色 彩	・ 中塗り仕上げもしくは白漆喰仕上げに調和するものとする。			
		建 具	形 式	・ 周囲の伝統的建造物に準ずる。			
			材 料	・ 原則木製とする。			
			色 彩	・ 周囲の伝統的建造物に準ずる。			
工 作 物	門	形 式	・ 木製で、材料や規模は周囲の伝統的建造物に準ずる。				
		色 彩	・ 無彩色もしくは自然の素材色など、周囲の伝統的建造物に準ずる。				
	塀	形 式	・ 木製の板塀もしくは土塀とし、材料や規模は周囲の伝統的建造物に準ずる。				
		色 彩	・ 無彩色もしくは自然の素材色など、周囲の伝統的建造物に準ずる。				
	その他の工作物		・ 周囲の伝統的建造物に準ずる。				

共通

- ・修景基準は須坂の伝統的建造物の特性に調和することが基本的な考え方となります。そのため、須坂の伝統的建造物の特性を踏まえた新築や改修を行いましょう。須坂の伝統的建造物の特性については、保存対策調査報告書及び保存活用計画をご覧ください。
- ・須坂の伝統的な町並みは、その特性によって〈十字の街道に面するもの〉と〈十字の街道に面さないもの〉の2種類に分けられます。修景を行う建造物の場所によって対象となる基準が異なりますので、各建造物に応じた基準・ガイドラインを参照してください。
- ・改修による修景の場合は、既存建造物の現状に応じた改修が必要となります。基準にそぐわない部分については事前にご相談ください。

敷地

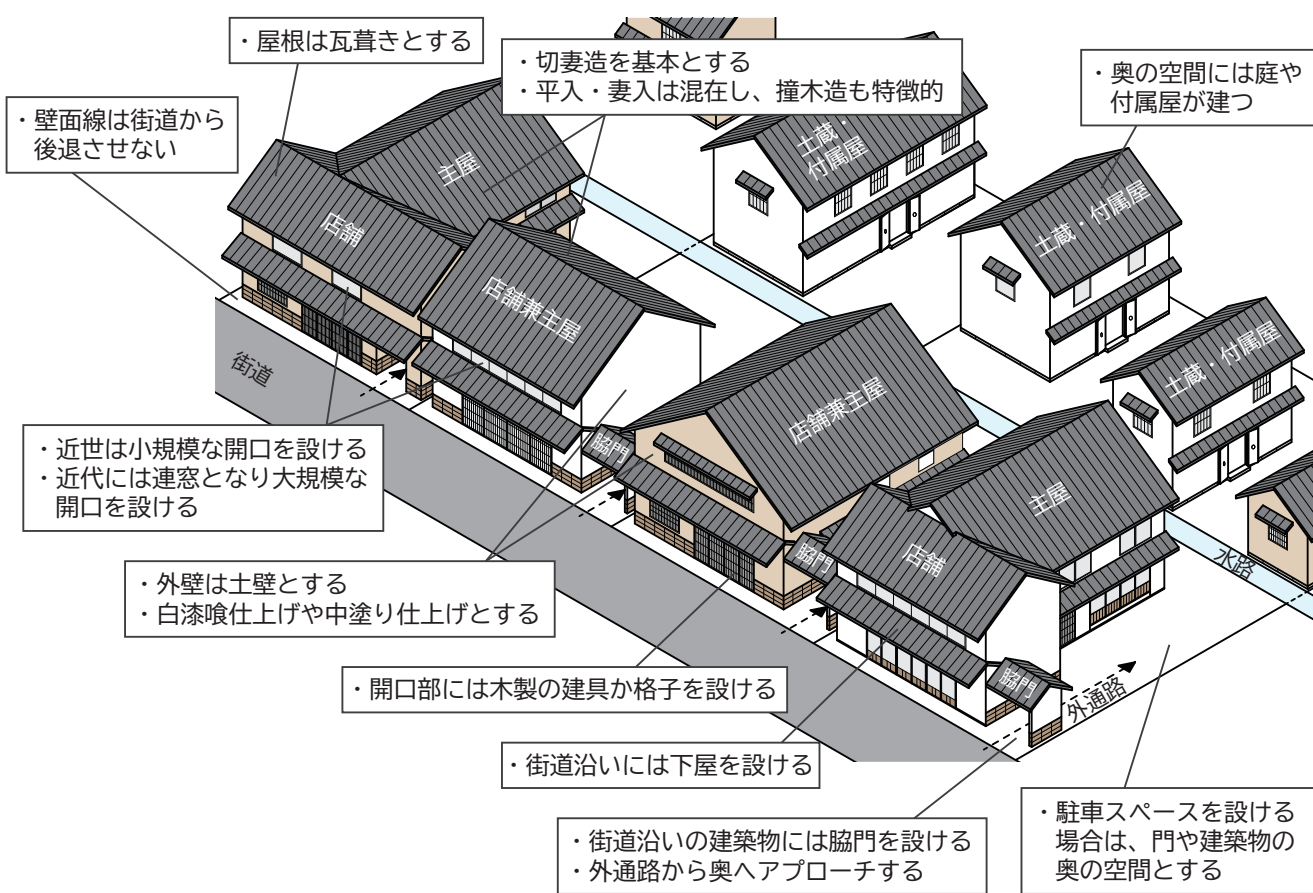
〈十字の街道に面するもの〉

- 地割：宅地造成などによる間口の変更は行わず、現在の地割・間口を生かしましょう。
- 配置：周囲の伝統的建造物と町並みの連続性を保つため、下屋もしくは軒先は道路から後退しないようにしましょう。通りに面して下屋を設けることを推奨します。
- 主となる建築物を敷地間口いっぱいにはけず、通りに面して1間～2間（約1.8～3.6m）程度の間隔を空け、脇門などを設けましょう。車は敷地の奥や建造物（門や車庫等）の内側などに駐車し、なるべく目立たないようにしましょう。

〈十字の街道に面さないもの〉

- 地割：宅地造成などによる間口の変更は行わず、現在の地割・間口を生かしましょう。
- 配置：周囲の伝統的建造物と町並みの連続性を保つため、下屋もしくは軒先は道路から後退しないようにしましょう。通りに面して下屋を設けることを推奨します。
- 車は敷地の奥や建造物（門や車庫等）の内側などに駐車し、なるべく目立たないようにしましょう。

街道沿いの町並みの調和させるべき特性



ガイドライン

構造・規模

〈十字の街道に面するもの・十字の街道に面さないもの〉

- 構造 : 木造在来構法や伝統木造構法を推奨します。
- 建物間口 : 大規模な建築物を建てる際には、周囲の伝統的建造物と同等程度の間口に見えるような工夫を施しましょう。
- 階数 : 平屋建てか二階建てとし、周囲の伝統的建造物に類似した形式としましょう。
- 高さ : 棟高は10m程度までとし、周囲の伝統的建造物から大きく飛び出ないように注意しましょう。
- 基礎 : コンクリート面が目立たないように配慮し、必要に応じて下見板張りを設けるなどしましょう。

外部意匠 - 屋根 -

〈十字の街道に面するもの〉

- 形式 : 陸屋根や片流れ屋根、差し掛け屋根などは、伝統的建造物の特性にそぐわないため採用できません。寄棟造や入母屋造は伝統的な形式の一つですが、街道沿いでは切妻造が一般的な形式となっています。なお、妻入・平入は混在しており、撞木造なども伝統的建造物の特徴の一つです。伝統的な町並みと調和する形式とするため、8ページや周囲の伝統的建造物を参考に検討しましょう。ただし、土蔵は切妻造を基本とします。
- 勾配 : 伝統的建造物と類似した勾配としましょう。
- 軒 : 伝統的建造物の軒裏は、様々な形式で塗り込めたり蛇腹を設けたりしています。各建造物に応じて形式も異なりますので、9ページや周囲の伝統的建造物を参考に検討しましょう。
- 材料 : いぶし瓦で、軒先は京花軒瓦や万十軒瓦を推奨します。
- 色彩 : 灰色もしくは黒色系統の艶消しとします。

〈十字の街道に面さないもの〉

- 形式 : 陸屋根や片流れ屋根、差し掛け屋根などは伝統的建造物の特性にそぐわないため採用できません。切妻造もしくは寄棟造とし、街道以外の通りに面するものは平入を基本とし、8ページや周囲の伝統的建造物を参考に検討しましょう。ただし、土蔵は切妻造を基本とします。
- 勾配 : 伝統的建造物と類似した勾配としましょう。
- 軒 : 周囲の伝統的建造物に類似した形式としましょう。
- 材料 : 瓦葺きの場合はいぶし瓦で、軒先は京花軒瓦や万十軒瓦を推奨します。金属板葺きの場合は反射材料は避け、歴史的風致を損なわないものとします。
- 色彩 : 瓦葺きの場合は灰色もしくは黒色系統の艶消しとします。金属板葺きについては、灰色もしくは黒色系統、茶系統のいずれかを採用し、周囲の伝統的建造物と調和するようにしましょう。



撞木造の店舗兼主屋



切妻造（妻入）の店舗兼主屋



切妻造（平入）の主屋



入母屋造の離れ



寄棟造の主屋



切妻造の土蔵

外部意匠 - 下屋底 -

〈十字の街道に面するもの・十字の街道に面さないもの〉

形式 : 周囲の伝統的建造物を参考に、一階部分や二階妻面の開口部など、必要に応じて設けましょう。特に、街道沿いの一階部分には下屋を設けるのが須坂の伝統的建造物の特徴ですので、街道沿いには下屋を設けましょう。

下屋底の高さや勾配は、周囲の伝統的建造物に準ずるものとし、隣接する店舗や門などと一体的な町並みを形成するように努めましょう。

下屋底の軒裏は塗り込めず、柱や垂木などの木部は木のあらわしとしましょう。

材料 : 瓦葺きや金属板葺きなど、屋根と同じ材料を採用しましょう。瓦葺きの場合はいぶし瓦で、軒先は京花模様を基本とします。

色彩 : 灰色もしくは黒色系統の艶消しとします。木部は自然の素材色を生かした塗装としましょう。



下屋が連なる町並み



下屋が連なる町並み



街道沿いに設けられた下屋

外部意匠 - 外壁 -

〈十字の街道に面するもの〉

形式 : 土壁の大壁造で下屋部分は真壁造とするなど、伝統的建造物に準ずる形式を採用しましょう。

仕上げについては、中塗り仕上げもしくは白漆喰仕上げとし、伝統的建造物の特徴を継承しましょう。開口部の伝統的な形式は、単窓のものや連窓のもの、格子を設けるものや戸袋を設けるものなど様々です。9 ページや周囲の伝統的建造物を参考に検討しましょう。

色彩 : 中塗り仕上げに類似する茶系統や白漆喰仕上げに類似する白色とします。下見板張りなどの木部は自然の素材色を生かした塗装など、周囲の伝統的建造物に準ずる色彩とします。

〈十字の街道に面さないもの〉

形式 : 土壁を基本とし、大壁や真壁については周囲の伝統的建造物を参考に検討しましょう。

仕上げについては、中塗り仕上げもしくは白漆喰仕上げとし、伝統的建造物の特徴を継承しましょう。開口部の伝統的な形式は、単窓のものや連窓のもの、格子を設けるものや戸袋を設けるものなど様々です。9 ページや周囲の伝統的建造物を参考に検討しましょう。

色彩 : 中塗り仕上げに類似する茶系統や白漆喰仕上げに類似する白色とします。下見板張りなどの木部は自然の素材色を生かした塗装など、周囲の伝統的建造物に準ずる色彩とします。



白漆喰仕上げの店舗兼主屋



中塗り仕上げの店舗兼主屋



真壁造の長屋

ガイドライン

外部意匠 - 建具 -

〈十字の街道に面するもの・十字の街道に面さないもの〉

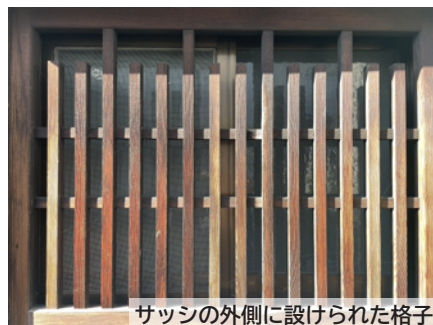
- 形式 : 通りに面する入口は木製の引戸を基本とします。
そのほかの開口部は、周囲の伝統的建造物に準じて、戸袋や格子を設けるようにしましょう。
- 材料 : サッシは原則木製としますが、サッシの外側に格子を設けることでサッシが視認し難い場合は、アルミ製や樹脂製等のサッシとすることも可能です。
戸袋は、漆喰塗りもしくは木のあらわしとします。
- 色彩 : 木製のサッシや格子は自然の素材色を生かした塗装としましょう。アルミ製や樹脂製のサッシを使用する場合は、黒色系統もしくは茶色系統で艶消しとします。
戸袋は、中塗り仕上げに類似する茶系統や白漆喰仕上げに類似する白色とします。



開口部に設けられた戸袋と格子



木製のサッシと戸袋



サッシの外側に設けられた格子

※ 格子の詳細は 23 ページを参照してください。

門

〈十字の街道に面するもの・十字の街道に面さないもの〉

- 形式 : 主となる建造物に接続させた脇門形式を推奨します。敷地間口が広い場合などは、長屋門や薬医門の形式も検討してください。
屋根や壁の仕上げは主屋などの建造物と同様の素材や仕上げを推奨します。
- 色彩 : 屋根は建築物の色彩基準を参照し、木部は自然の素材色を生かした塗装としましょう。



脇門



長屋門



薬医門

塀

〈十字の街道に面するもの・十字の街道に面さないもの〉

- 形式 : 敷地間口が広い場合などには、町並みの連続性を保つために塀を設けましょう。
板塀、土塀ともに周囲の伝統的建造物に調和する形式を基本とし、土塀は中塗り仕上げや白漆喰仕上げを推奨します。屋根を乗せる場合は、主屋などと同様の材料を推奨します。
- 色彩 : 壁や屋根は建築物の色彩基準を参照し、木部は自然の素材色を生かした塗装としましょう。



中塗り仕上げの土塀



白漆喰仕上げの土塀



板塀

許可

許可基準は、保存地区全域の歴史的風致を維持・向上するための基準です。
そのため、補助金交付の有無に関わらず、外観の変更を行う際には守らなければならない**最低限度の基準**です。

基準

建築物	敷地	地 割		・歴史的な地割を継承した現状の間口を大きく改変しないこと。
		配 置		・道路に面して建て、軒先もしくは下屋は道路から後退させない。 ・主となる建築物に脇門を設けるなど、周囲の伝統的建造物に調和する配置とする。
	構造・規模	構 造		・歴史的風致を損なわないものとする。
		建 物 間 口		同上
		階 数		・平屋建てもしくは二階建てとする。
		高 さ		・歴史的風致を損なわないものとする。
		基 礎		・コンクリート面の露出が目立たないように配慮する。
	外部意匠	屋 根	形 式	・切妻造など、周囲の伝統的建造物に調和する形式とする。
			勾 配	・歴史的風致を損なわないものとする。
			軒	同上
			材 料	・瓦葺きもしくは金属板葺きとする。
			色 彩	・灰色もしくは黒色系統とする。
		下屋庇	形 式	・歴史的風致を損なわないものとする。
			材 料	同上
			色 彩	・灰色もしくは黒色系統とする。
		外 壁	形 式	・歴史的風致を損なわないものとする。
			色 彩	・中塗り仕上げや白漆喰仕上げなど、周囲の伝統的建造物に調和する色彩とする。
		建 具	形 式	・歴史的風致を損なわないものとする。
			材 料	・通りに面する建具は原則木製とする。
			色 彩	・歴史的風致を損なわないものとする。
	設備機器等			・通りから見える配置や形状としない。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、歴史的風致に調和した素材・形状・色彩による目隠しを行い、外観上目立たないようにすること。
工 作 物			・歴史的風致を損なわないものとする。	
駐車場・空地等			・通りに面して駐車場を設ける場合は、門や塀などによる目隠しを行い、歴史的風致を損なわないものとする。 ・門や塀、車庫等を設ける場合は、それぞれの基準に従うものとする。	
宅地造成・土地の形質の変更			・造成および変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。	
樹木の伐採・土石類の採取			・実施後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。	

ガイドライン

共通

- ・許可基準は須坂の伝統的建造物の特性や歴史的風致を著しく損なわないことが基本的な考え方となり、地区内すべての建築物の外観変更に対応される、最低限守らなければならない基準です。そのため、歴史的町並みへの調和に努め、歴史的風致を損なわないようにしましょう。
- ・基本的には伝統的な構法や材料を使用することが望ましいですが、現代構法や新材料等の使用については、形状や色彩などの外観上の特性によっては使用できる場合がありますので事前にご相談ください。
- ・形状や色彩などの詳細は、修景のガイドラインを参考に検討しましょう。

敷地

- 地割 : 宅地造成などによる間口の変更は行わず、現在の地割・間口を継承しましょう。
- 配置 : 周囲の伝統的建造物と町並みの連続性を保つため、下屋もしくは軒先は道路から後退しないようにしましょう。通りに面して下屋を設けることが基本となります。
- 主となる建築物を敷地間口いっぱいにつけて、通りに面して1間～2間(約1.8～3.6m)程度の間隔を空け、脇門などを設けましょう。車は敷地の奥や隣家との間、建造物(門や車庫等)の内側などに駐車し、なるべく目立たないようにしましょう。

構造・規模

- 構造 : 木造在来構法や伝統木造構法を推奨します。
- 建物間口 : 大規模な建築物を建てる際には、周囲の伝統的建造物と同等程度の間口に見えるような工夫を施しましょう。
- 階数 : 平屋建てか二階建てとし、周囲の伝統的建造物に類似した形式としましょう。
- 高さ : 棟高は10m程度までとし、周囲の伝統的建造物から大きく飛び出ないように注意しましょう。
- 基礎 : 下見板張りを設けるなど、コンクリート面が目立たないように配慮しましょう。

外部意匠 - 屋根 -

- 形式 : 陸屋根や片流れ屋根、差し掛け屋根などは、伝統的建造物の特性にそぐわないため採用できません。街道に面する建造物は切妻造を、街道に面さない建造物は切妻造や寄棟造を推奨します。8ページや周囲の伝統的建造物を参考に検討しましょう。
- 勾配 : 周囲の伝統的建造物と調和するような勾配としましょう。
- 材料 : 瓦の種類は多種多様ですが、いぶし瓦を推奨します。ただし、耐震等の観点から軽量瓦などを使用する際は、形状や色彩などの外観上の特性によっては使用できる場合がありますので事前にご相談ください。金属板葺きの場合は周囲の伝統的建造物に調和する材料としましょう。
- 色彩 : 灰色もしくは黒色系統の艶消しとし、周囲の伝統的建造物と調和するようにしましょう。

外部意匠 - 下屋庇 -

- 形式 : 周囲の伝統的建造物を参考に、一階部分や二階妻面の開口部などに設けましょう。
- 材料 : 屋根と同様の材料を推奨します。
- 色彩 : 屋根と同等の色彩を推奨します。

外部意匠 - 外壁 -

- 形式 : 土蔵造など、周囲の伝統的建造物と調和させるため、中塗り仕上げや白漆喰仕上げなどと調和する素材や仕上げとします。
- 色彩 : 中塗り仕上げや白漆喰塗仕上げと調和する白系統や茶色系統としましょう。



ガイドライン

外部意匠 - 建具 -

- 形式 : 通りに面する玄関は木製の引戸とします。そのほかの建具は周囲の伝統的建造物と調和するよう、戸袋や格子を設けましょう。
- 材料 : 通りに面するサッシは原則木製としますが、サッシの外側に格子を設けることでサッシが視認し難い場合は、アルミ製や樹脂製等のサッシとすることも可能です。戸袋は伝統的建造物に調和する材料や形状としましょう。
- 色彩 : 木製のサッシや格子は自然の素材色を生かした塗装としましょう。アルミ製や樹脂製のサッシを使用する場合は、黒色系統もしくは茶色系統で艶消しとします。



通り沿いに設けられた木製建具

設備機器等

- ・設備機器、配管類ともに通りに面する壁面や屋根・下屋庇には設けないようにしましょう。
- ・事情により通りに面する場所にしか設置できない場合は、機器類を木製の格子で覆うなど目立たないように工夫しましょう。また、配管類は外壁や屋根、樋などと調和させるように設置しましょう。

工作物

- ・門や塀などは周囲の伝統的建造物と調和するような規模や形状としましょう。
- ・街道に面する建造物には門を設けるなど、周囲の伝統的建造物を参考に計画しましょう。また、通り沿いの町並みの連続性を保つため、必要に応じて塀を設けるようにしましょう。
- ・建造物を解体するなど、一時的に空地となる際には、塀を設けることで町並みの連続性を維持しましょう。



瓦を乗せた塀

駐車場・空地等

- 配置 : 駐車場は通りに面して設けず、建造物の内側や敷地の奥に設けましょう。街道沿いなど、主な通りに面した場所を駐車場や空地とする場合は、門や塀、車庫等により町並みの連続性に配慮しましょう。
- 形式 : 門や塀、車庫等は木戸や格子などを設け、車等が主な通りから直接見えないような工夫をしましょう。門・塀・車庫等は、それぞれの基準に準じた材料や色彩とし、町並みに調和するように努めましょう。



門の奥に設けられた駐車場

宅地造成・土地の形質の変更

- ・近世、近代から続く現在の地割を継承するため、分筆や合筆は行わないようにしましょう。特に、間口が狭く奥に長い敷地形状が特徴であるため、間口の変更は控えましょう。
- ・町並みの調和を図るため、大規模な掘削や盛土を行うことは控えましょう。
- ・造成などを行った場合は、その後の景観が伝統的な町並みと調和するように配慮しましょう。

樹木の伐採・土石類の採取

- ・樹木や石積みなども町並みを構成する重要な要素です。むやみに樹木を伐採したり土石類を採取したりすることは避けましょう。
- ・ぼたもち石積みなどの石積みは一度解体すると復元することが大変困難です。既存の石積み等を活かした計画を行うように努めましょう。
- ・樹木の伐採などを行った場合は、その後の景観が伝統的な町並みと調和するようにしましょう。



基礎として活かされたぼたもち石積み

共通事項

各種基準やガイドラインに記載のない項目は、周囲の伝統的建造物に準じた改修を行う必要があります。以下の共通事項のガイドラインを参照するとともに、市役所と協議のうえ計画しましょう。

ガイドライン

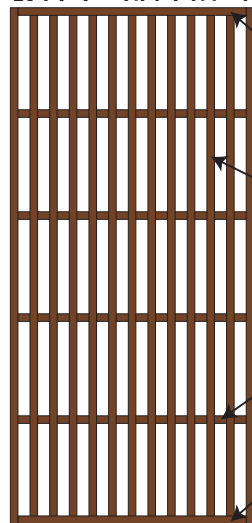
調査

- 事前調査：特定物件の修理を行う際には、改修の履歴などを調査し、昔の姿を把握する必要があります。
修景を行う際には、過去にその場所に建っていた建造物の履歴や、周囲の伝統的建造物の特徴を把握しましょう。
- 追加調査：工事に伴い外壁の解体等を行った際には、事前調査で把握できなかった痕跡等を調査しましょう。壁で被覆された場所などは痕跡が残っていることが多いですが、事前調査では確認し難いため追加調査での確認が大変重要となります。追加調査の内容によっては計画の変更が必要となります。
- 内部調査：事前調査、追加調査ともに、外観に関わる調査だけでなく内部の履歴等についても調査を行い、建造物全体の文化財的価値を調べましょう。内部の改修は基本的に制限はありませんが、文化財的価値の保存と快適性・利便性のバランスを考慮した改修を行いましょう。

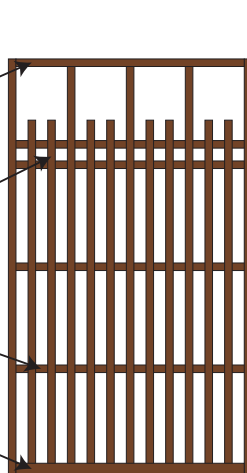
格子

- 形式：掃出し部、窓部によって、それぞれ以下の図を参照してください。
木製以外（アルミ製や樹脂製等）のサッシを設ける場合は、木製の格子をサッシの外側に設け、サッシが目立たないようにしましょう。
- 材料：木製とします。
- 色彩：自然の素材色を生かした塗装としましょう。

【掃出し部詳細（例）】



【窓部詳細（例）】



上棧：下棧より細くしましょう。

縦格子：掃出し部は、上棧及び下棧と結合させましょう。
窓部は、上棧及び下棧と結合させるか、上はつ
の出し状で空けましょう。短い縦格子は、1～
2本程度を推奨します。繊細な意匠となるよう
に努めましょう。

格子間隔：縦格子は小間返し以上とし、貫の間隔より大幅
に狭くしましょう。

下棧：上棧や縦格子より太くしましょう。

【様々な種類の格子】



ガイドライン

下見板張り

形式：外壁の下部にコンクリート面が露出する場合など、必要に応じて設けましょう。下見板張りを設ける場合は、四段～五段程度で、一段あたりの幅は0.5尺（約15cm）程度とし、一列あたりの幅は1.5尺（約45cm）程度を基本とし、周囲の伝統的建造物と調和するように努めましょう。

材料：木製とします。

色彩：自然の素材色を生かした塗装としましょう。



外壁の下部に設けられた下見板張り

太陽光パネル

形式：通りに面する屋根には設置できません。通りから見えないように設置するとともに、屋根と一体的に見えるようにするなど、目立たないように配慮しましょう。

色彩：黒色系統を基本としますが、屋根の色彩と調和するように配慮し、太陽光パネルが目立たないようにしてください。



景観に配慮した太陽光パネル

設備機器等の目隠し

形式：通りに面する壁面や屋根・下屋庇には設けないことが望ましいですが、事情により通りに面する場所にしか設置できない場合は、機器類を木製の格子で覆うなど目立たないように工夫しましょう。

色彩：木製の目隠し等により機器類が目立たないようにしましょう。色彩は、自然の素材色を生かした塗装とし、建造物と調和するようにしましょう。



木製の格子で覆われた室外機

屋外広告物

形式：伝統的建造物の特性や歴史的風致を損なわない形式および配置とし、木製を推奨します。

個数：掲出数は最小限（1店舗につき1個程度）とします。

高さ：建造物に設置するもの（壁面広告物や屋根上の広告物等）は、建造物の高さを超えないものとします。野立広告物などは、10m以下とし、周囲の伝統的建造物の高さを超えないように配慮しましょう。

色彩：地色の彩度は15以下とし、そのほか文字等は町並みと調和するような色彩としましょう。アクセント色の使用は広告物の1/3以下とし、彩度は6以下としましょう。

※ その他の詳細は須崎市屋外広告物条例を参照してください。



屋号が記された木製の広告物



木製の広告物



木製の広告物

耐震補強

耐震診断：適切な耐震補強を実施し、伝統的建造物を維持・保存するために、既存の建造物に対して耐震診断を実施しましょう。

耐震補強：耐震診断の結果をもとに、適切な維持・保存のための耐震補強を行いましょう。

助成措置

修理・修景の基準を満たして現状変更行為を行う際には、補助金の交付を受けることができます。また、伝統的建造物（特定物件）に特定されると、税制優遇措置を受けることができます。

補助額

修理・修景を行う際には、伝統的な建造物に準じた改修を行う必要がありますが、一方で、規制に対する助成措置として補助金の交付を受けることができます。修理・修景による補助金の交付は、建造物の種別によってそれぞれ限度額が異なります。

修理 【対象：特定物件】

建物種別	店舗・主屋・土蔵・付属屋（製糸業に関連するもの）・長屋	その他の付属屋・社寺	門・塀等の工作物
補助率	80%		
補助限度額	2,000万円	800万円	300万円

修景 【対象：特定物件以外】

建物種別	店舗・主屋・土蔵・付属屋（製糸業に関連するもの）・長屋	その他の付属屋・社寺	門・塀等の工作物
補助率	60%		
補助限度額	750万円	300万円	100万円

補助対象経費

- 共通**：補助対象となるのは、補助金の交付決定を受けてから契約・着手したものに限ります。
- 工事期間**：原則として、工事の契約、着手から工事完了までを同一年度内に行う必要があります。大規模な工事などで、単年度で終わらない場合は別途協議が必要となりますので、お早めにご相談ください。
- 外観**：伝建制度では、主に外観に対する規制を行うことで須坂地区の歴史的風致の維持・向上を行っていきます。そのため、外観の修理・修景に対して補助金の交付を受けることができますが、内部の改修等は補助対象外となります。
- 設計監理**：伝建制度では文化財としての修理・修景が必要となるため、伝統的建造物の特性に適した設計が必要です。そのため、補助事業に係る設計監理費も補助対象となりますので、伝統的建造物の修理・修景を行うことができる建築士へ委託しましょう。
- 構造躯体**：特定物件は、建造物本体の維持・保存が大前提ですので、建造物を維持するために必要と認められる構造躯体の修理は補助対象となります。
- 耐震補強**：特定物件は、建造物本体の維持・保存が大前提ですので、建造物を維持するために必要と認められる耐震補強および耐震診断に係る経費が補助対象となります。ただし、耐震補強を行うことが前提となりますので、耐震診断のみの場合は補助対象となりません。

税制優遇措置

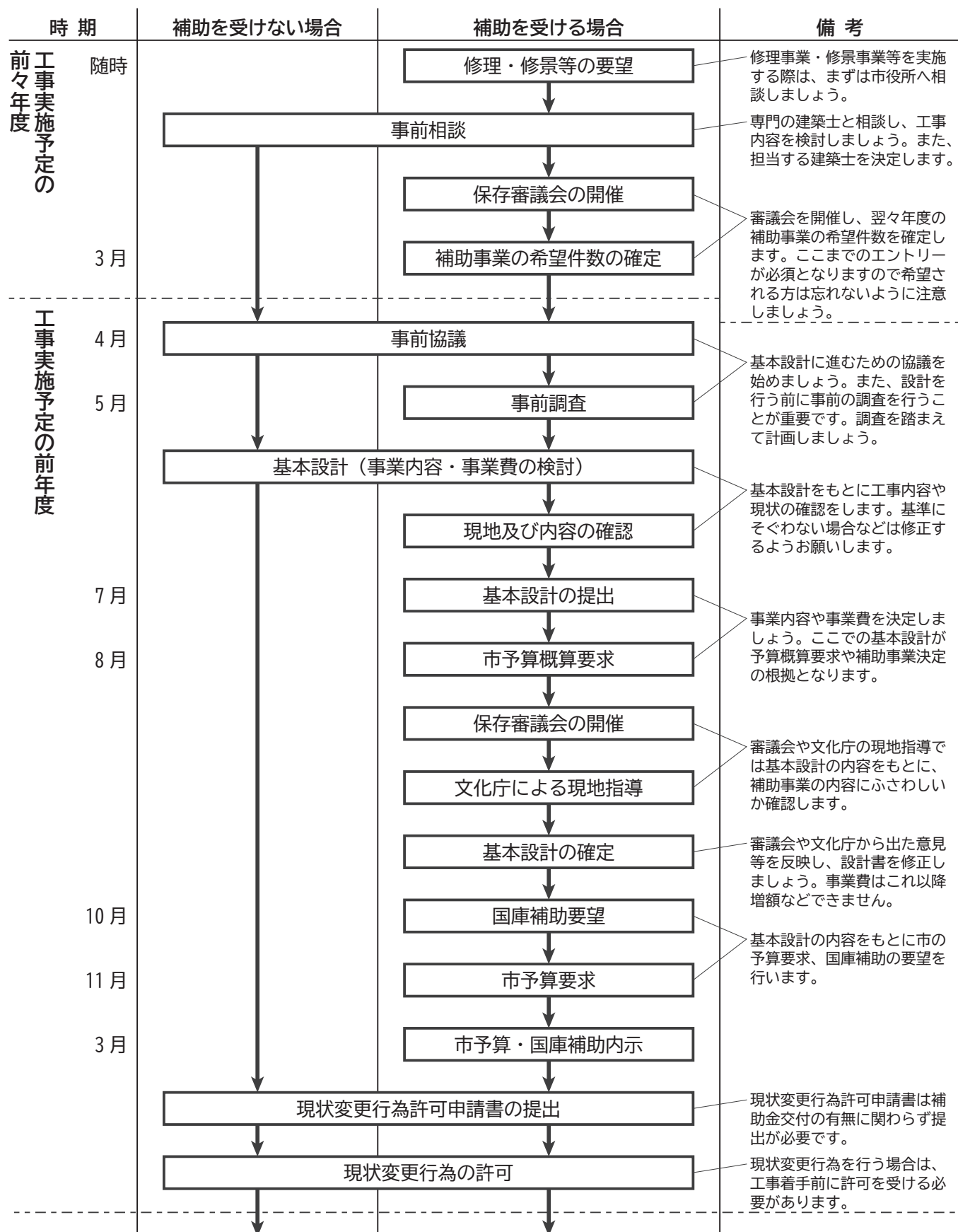
特定物件に特定されると、以下の税金が控除されます。

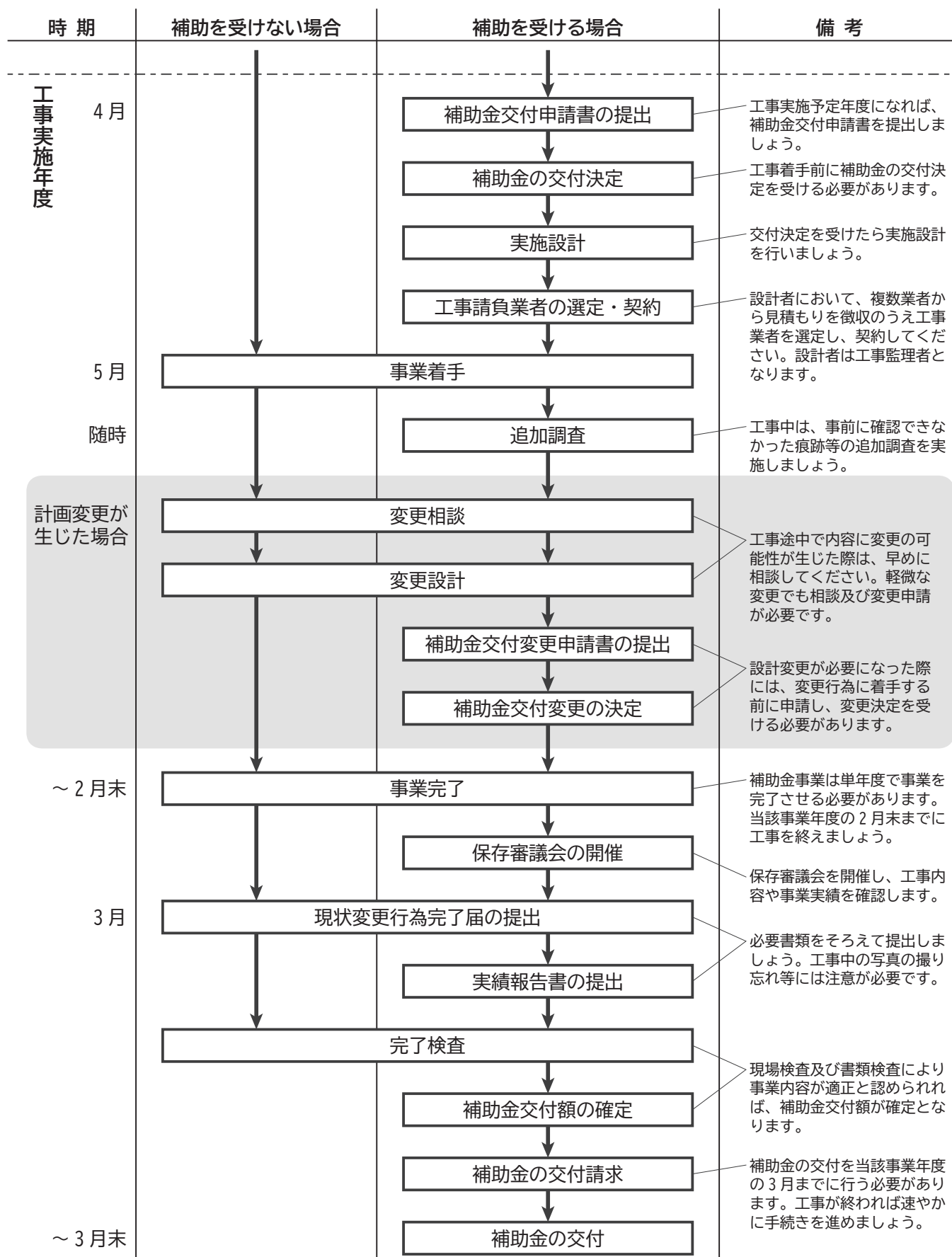
- 国税**：相続税の評価において、特定物件である家屋及びその敷地の評価額が30%控除となります。
- 地方税**：特定物件である家屋の固定資産税及び都市計画税は非課税となります。

補助金 交付申請

現状変更行為を実施する場合や補助金の交付を希望する場合には、それぞれ事前に申請し、工事着手より前に市から許可や補助金の交付決定を受ける必要があります。計画を行う際には事前に手順を確認しましょう。

補助金交付申請の流れ





※ 補助を受けない場合は年度内に工事を終える必要はないため、時期等は目安としてお考え下さい。ただし、申請から許可までに時間を要しますので、余裕を持った計画をしましょう。

※ 各種基準や申請書の様式については、「須坂市須坂伝統的建造物群保存地区保存活用計画」や「わたしたちの町並みを未来へ引き継ぐための手引き」、市ホームページなどをご覧ください。



令和 6 年 11 月 発行
須坂市 須坂市教育委員会
(社会共創部 文化スポーツ課)
〒382-8511 須坂市大字須坂 1528 番地 1
☎ 026-245-1400